

## 吉田町コミュニティ・スクール ディレクター運用要領の新旧対照表

改正後	現 行
<p>10 業務時間等</p> <p>(2) 報償費は、1時間当たり<u>1,200円</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>10 業務時間等</p> <p>(2) 報償費は、1時間当たり<u>1,050円</u>とする。</p>